2026 年 10 月 29 日

株主各位

東京都千代田区三番町 3 番地 8
ソースネクスト株式会社
代表取締役社長 兼 CEO　松田 憲幸

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2026 年 10 月 27 日開催の当社取締役会において、当社の社外人材（IC）に対し下記の内容の第 1 回 IC 向け新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

第 1 回　IC 向け新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

1,042 個

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 104,200 株とし、下記 3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数（下記 3.（1）で定義される。以下同じ。）が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、以下の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりの新株予約権の公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げるものとする。）とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N\left(d - \sigma\sqrt{T}\right)$$

ここで

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

①1 株当たりのオプション価 格（C）

② 株価（S）：新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価額（X）：下記 3.(2)に定める行使価額

④ 予想残存期間（T）：算定時点（新株予約権の割当日）から下記 3.（3）に定める行使期間の中間点までの期間（5.5 年）とする。

⑤ 株価変動性（σ）：割当日から予想残存期間分遡った週次の株価情報を用いて算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り（q）：1 株当たりの配当金（2025 年 12 月期の実績配当金）÷上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N(･)）

なお、上記により算出される金額は、新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、新株予約権を引き受けようとする者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権（当社子会社に対する報酬債権につき当社が債務引受を行った場合の当該報酬債権、及び新株予約権を引き受けようとする者が第三者から当該報酬債権を譲り受けた場合の当該報酬債権を含む。）と新株予約権の払込債務を相殺することをもって、新株予約権を取得するものとする。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が新

株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、株式交換その他組織再編による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{l}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\begin{array}{l}\text{既発行}\\ \text{株式数}\end{array} + \dfrac{\begin{array}{l}\text{新規発行}\\ \text{株式数}\end{array} \times \begin{array}{l}\text{1株あたり}\\ \text{払込金額}\end{array}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式における「時価」とは、調整後行使価額の適用日（当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日））の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。ただし、下記6.が適用される場合を除く。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、新株予約権の割当日から1年を経過した日（2027年11月19日）から、割当日から10年を経過する日（2036年11月18日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の

金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 拘禁刑または罰金刑以上の刑に処せられた場合

イ 新株予約権者による社会や当社に対する背信行為により当社の信用が著しく毀損された場合

ウ 当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関連会社と競合する事業（以下、「競業」という。）を直接または間接に営むこと（競業を営む会社その他の団体の役員、執行役、業務執行社員、顧問、従業員またはアドバイザー等に就任することを含むが、これに限られない。新株予約権者が法人である場合には、その代表取締役その他業務執行者による競業に係る行為は、新株予約権者の行為とみなされるものとする。また、新株予約権者が個人である場合には、新株予約権者が代表者その他業務執行者を務める法人による競業に係る行為は、新株予約権者の行為とみなされるものとする。）により、当社または当社の関連会社に対し損害またはそのおそれをもたらした場合

エ 死亡または解散（合併による場合を除く。）した場合

オ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

カ 不正行為または新株予約権者との間で締結されている業務委託契約（新株予約権者（新株予約権者がその代表取締役その他業務執行者を務める法人を含む。以下本カにおいて同じ。）が当社との間で締結している業務委託契約であり、上記 2.において、新株予約権の払込債務と相殺される、当社に対する報酬債権の発生原因となる業務委託契約に限る。）上の新株予約権者の重大な義務違反があった場合

②新株予約権者は、上記①カに定める業務委託契約が終了した後においては、当社取締役会の承認を得た場合に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が個人である場合において、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④　新株予約権者が法人である場合において、新株予約権者の割当日における代表者が変更された場合または当該割当日においてその発行済株式もしくは持分の過半数を有していた者が当該過半数を有しなくなった場合には、当該新株予約権者は新株予約権を行使することができない。

⑤　新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥　各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026年11月18日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が株式交付子会社となる株式交付計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為

の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3.（4）に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記 3.（6）に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2026 年 11 月 10 日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外人材（IC）　　1 名　　1,042 個

以上